(様式第4号)

第1-1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係 【一括方式	式
--------------------------------	---

1	各筆明細									公	:告年月日 令	和 年 月	月
		権利を設定 は名称及で (甲)	定する者の氏名と び住所	Z	(氏名又は名称	弥)				(住所)			
整理番号		権利の設定 貸を行うる 及び住所	定を受ける者兼輔 者の氏名又は名利 (乙)		(氏名又は名称) 公益財団法人 和歌山県農業公社 理事長 (氏名又は名称)					(住所) 和歌山市茶屋ノ丁2-1			
		転貸を受り 名称及び (丙)	する者の氏名又に 主所	İ	(氏名又は名称	弥)				(住所)			
			利を設定する土	地 (A)					設定す	る権利 (B)			
			在		現況 地目	面積 (m²)	種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 (円)	借賃の支払方法	備考
市	订村	大字	字	地番	地日	(m)	, .			(於别)	(円)		

(記載注意) (1)この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。

- (2)(A)欄は、市町村大字別に記載する。
- (3)(A)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には実測面積を()書きで下段に2段書きする。また、1筆の一部について権利が設定される場合には、権利を設定する実測面積を()書きで下段に2段書きするとともに、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4)(B)欄の「種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。
- (5)(B)欄の「内容」は、賃借権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6)(B)欄の「存続期間(終期)」は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載する。
- (7)(B)欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。
- (8)(B)欄の「借賃の支払方法」は、「口座振込」を原則とする。但しやむを得ない場合はこの限りではない。

この計画に同意する。		
権利を設定する者(甲)	住 所(同上)	印
権利を設定する者以外の者で権利を設定する土地	住 所	印
につき所有権その他の使用収益権を有する者		
転貸を受ける者(丙)	住 所(同上)	印

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(個人)

整理番号		氏名	又は名称						年齢			農作業従事日	数		
権利設定等を受ける 権利設定等を受ける 者が耕作又は養畜		定等を受ける 作又は養畜の 共している農	権利設定 等を受け る者の主 たる経営 品目		利設定等を受ける者の世帯員の農作業従事 及び雇用労働力の状況 (D)				従事	権利設定等 る者の主な 飼育状 (E)	:家畜の :況	権利設定等 る者の主な の所有の (F)	r農機具)状況		
	地の面積) ㎡	事業に1 用力 (B)	也の面積	たる経宮 品目 (C)	- 5経営 品目 (C) 世帯員			農業専従者 515歳以上65歳	未満の	者)	雇用労働力 (年間延べ 労働日数)	種類	数量	種類	数量
農地		農地			男	人	農	業従事者	(人					
採草放牧地							農 業補助者	主として農業 に従事する者	(人 人)	人 日 				
その他		採 草 放牧地			女	人	補助者	従として農業 に従事する者	(人					
権利設定等の事業が、利用に及り	等を受ける者 権利設定等 ぼすことが見	が権利設 を受ける 込まれる	定等を受けた 農用地等の周 影響(H)	後に行う耕 辺の農用地	作又に の農業	養畜 美上の									

- (記載注意) (1)権利設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
 - (2)(A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。 なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
 - (3)(C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
 - (4)(D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日の者をいう。
 - (5)賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号○○、氏名又は名称、年齢、農作業従事 日数のみの記載にかえることができる。

以下、この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより、権利を設定する者(以下「甲」という。)及び権利の設定を受ける者兼転貸を行う者(以下「乙」という。)並びに転貸を受ける者(以下「丙」という。)のうち、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

2 共通事項 (甲及び乙に係る共通事項)

(1)権利設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27 年法律第229 号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙及び丙が協議して定める額に 改訂する。

(3)借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる 期日までその支払を猶予する。

(4)転貸

乙は、当該土地を甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(5) 借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

- イ 甲、乙及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20 条又は民法(明治29 年法律第89 号)第609 条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。 この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。
- (6)境界の明示

甲は、当該十地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。

(7)障害の除去等

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨 ばとなる行為を行ってはならない。

(8)修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる

- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24 年法律第195 号)等の法令に従う。
- (9)附属物の設置等
 - ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置を した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。
 - イ 丙が当該土地に附属物の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。また、丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に 対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
 - ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、 甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10)租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 当該十地に係る農業保険法(昭和22 年法律第185 号)に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表2に定める。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(11) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき。

イ災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(12)賃貸借又は使用貸借の終了

天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、本計画の定める ところにより設定された権利は終了する。

(13)目的物の返還

権利の存続期間が終了したときは、乙は、その終了の日までに、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(9)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14)権利取得者の責務

乙は、丙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87 条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(16) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び市町村が協議して定める

別表1 修繕及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

※ 該当する区分に○印を記入のこと

	負担区分の内容	備考
ア	甲が負担する	
イ	乙が賃借料として相当分を支払う	乙は「転貸を受ける者」と協議
ウ	丙が負担する	名義変更等の手続きが必要

(17)特記事項

ア 農地の賃貸借料(以下「賃料」という。)は年払いとし、1年未満の賃貸借期間については1年間の賃料とする。 イ 乙は、甲に対し1の各筆明細に定める年間賃借料を毎年下記のとおり支払うものとする。但し、やむを得ない場合はこの限りでない。 支払日 12月25日まで

3 共通事項(乙及び丙に係る共通事項)

(1)権利設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。

(2)転貸又は譲渡

丙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(3)借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27 年法律第229 号)第52 条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、 乙及び丙が協議して定める額に改訂する。

(4)借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予することができる。

(5)借賃の増額又は減額

- ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- イ 甲、乙及び丙は、賃借権の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものである ときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に 戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。

(6)遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。 イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7)修繕及び改良

- ア 甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するとき その他甲において修繕することができない場合で、乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用 を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- インは、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表3に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8)附属物の設置等

- ア 丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。また、丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
- イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に 同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(9)租税公課等の負担

- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22 年法律第185 号)に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表4に定める。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

(10)賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
- イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25 年法律第101 号。以下「機構法」という。)第21 条第1項の規定による報告をしないとき。
- ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
- エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
- オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11)賃借権又は使用貸借権の終了

天災その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、本計画の定める ところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は終了する。

(12)目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日までに、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(8)による。)。ただし、 災害その他の不可抗力修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(13)権利取得者の責務

- ア 丙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない
- イ 丙は、乙から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。
- (14)農地中間管理機構関連農地整備事業に対する説明

当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び市町村が協議して定める。

別表3 修繕及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	乙及び丙並びに土地所有者の費用に 関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備考

別表4 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

※ 該当する区分に○印を記入のこと

	負担区分の内容	備考
ア	甲が負担する	
1	丙が賃借料として相当分を支払う	
ウ	丙が負担する	名義変更等の手続きが必要

(16)特記事項

- ア 農地の賃貸借料(以下「賃料」という。)は年払いとし、1年未満の賃貸借期間については1年間の賃料とする。
- イ 丙は、乙に対し1の各筆明細に定める1年間の賃料を毎年下記のとおり支払うものとする。但し、やむを得ない場合はこの限りでない。 支払日 12月1日まで

機構関連事業について

\bigcirc	機構	関連事業につい	117
\cup	7/及7円7	肉性甲木につ	v . C

機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

0	機構関連事業の内容について
チェック欄)	
	・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、和歌山県 <u>県農地中間管理機構(以下</u> 「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から
	15年以上あるものです。
	・機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの担手する専用会担め同業なおみずに開地区画敷借しておりたけでする開業。開
	けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
	・ 事業実施地域については、 <u>都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、</u> 営農状況等を考慮した上で決定されます。
0	留意事項について
	・ 機構関連事業対象農用地等に係る <u>農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能</u> です。
	・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、 <u>自らの都合で</u> 一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されま す。

令和 年 月 日

上記内容について説明を受けました。

(所有者)

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び

貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと(法律に基づく義務)とされています。

氏名

(様式第1号) 受付番号:

|出し手 → 農業公社

令和 年 月 日

公益財団法人 和歌山県農業公社 理事長 様

農地中間管理権設定申込書兼口座振込依頼書

(農地中間管理事業利用申込書)

〒 -住所:

氏名 (法人の場合は名称)

印

電話番号 携帯番号

私は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業を利用したいので、別紙の 農用地について、下記事項に同意の上、申込みいたします。

記

- 1. 申込み農用地の取扱い等
 - (1) 私の農用地の貸出先は、農業公社に一任します。
 - (2) 農用地を現況確認するための現地調査に協力します。
 - (3) 貸出先が確定するまでの間、自身の責任において管理を行います。
- 2. その他
 - (1) 貸出先が見つからない場合があることについて、了承致します。
 - (2) 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないと認められるときは、当該農地中間管理権に係る契約を解除する場合があることを了承致します。
- 3. 貸し出しを希望する農地 (別紙のとおり)
- 4. 賃借料の口座振込を行いますので、下記に必要事項ご記入ください。

金融機関名	支店名 (支所名)						
口座種別	口座番号※ (右つめ)						
フリガナ							
口座名義人							
※ゆうちょ銀行の場合の注意事項							

ゆうちょ銀行の場合のみ、口座番号については通帳番号の**末尾の「1」を除く**振込用の口座番号を記入してください。

[例1] 通帳番号 (8桁) : 12345671 の場合 \rightarrow 口座番号: 1234567 を記入 [例2] 通帳番号 (7桁) : 1234561 の場合 \rightarrow 口座番号: 123456 を記入

5. 機構関連事業に対する説明

チェック欄

15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

(様式第2号)

農地中間管理事業利用に係る個人情報並びに農地情報の取扱いに関する同意書

公益財団法人 和歌山県農業公社

理事長 様

私は、貴農業公社の農地中間管理事業を利用するに当たり、個人情報並びに農地情報の取扱いに関し、下記のとおり同意します。

記

1. 個人情報

- (1) 農地中間管理事業の可否を判断するに当たり、事前調査として市町や市町農業委員会などに対し、農地基本台帳等の情報提供を受けること。
- (2) 上記(1)のほか、登記事項証明書等添付資料に含まれる個人情報については、農地中間管理事業においてのみ使用するものであること。
- (3) 農地中間管理事業の手続きのために収集・利用した個人情報については、本人及び農地中間管理権の設定を行う市町の求めに対してのみ開示するものであること。

令和 年 月 日

住所:

氏名:

(様式第3号)

受付番号:

令和 年 月 日

受け手 → 農業公社

公益財団法人 和歌山県農業公社 理事長 様

賃借権の設定等申込書

(農地中間管理事業利用申込書)

〒 .

住所

氏名 (法人の場合は名称)

印

電話番号

携带番号

私は、農業公社を通じ農用地等の情報について提示を受け、市町村による機構を経由した農用 地利用集積計画又は農用地利用集積等促進計画による賃借権の設定等を受けたいので、別紙の農 用地について、下記事項に同意の上、申し込みます。

記

- 1. 借り受けを希望する農用地の内容等別紙のとおり
- 2. その他
 - (1)利用状況の報告

農用地等の利用状況報告書の提出を求められた場合は期日以内に報告を行います。

(2) 賃借権等の解除

次のいずれかに借受希望者(受け手)が該当するときは、機構は県知事の承認を受けて、 設定した賃借権等を解除することがあることについて了承致します。

- ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき
- イ 正当な理由がなく定められた期日より1年以内に賃借料を支払わないときその他信義に 反した行為をしたとき。
- ウ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- エ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
- オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (3)目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、その終了の日までに、当該土地を原状に回復して返還します。

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等の申告書

権利の設定(移転)を受ける者の氏名又は名称:

事業の申込み時点において、**過去3年間**、下記の項目に<u>違反が有る場合(もしくは措置・中止の命令を受けている場合)は</u>図を記入してください。違反がない場合は記入不要です。

○農地法その他の農業に関する法令

(1)農地法(昭和27年法律第229号)

違反の対象となる規定	違反有り
許可無く違法に農地を借りて耕作していませんか?	
①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	
無断で農地転用していませんか?	
②第4条(農地の転用の制限)	
③第5条(農地又は採草放牧地のための権利移動の制限)	
所有農地を荒らしていることで市町村長から支障の除去等の措置命令を受けて	
いませんか?	
④第42条(措置命令)	
違反転用を行い、かつ原状回復等の措置を県知事等から命じられていませんか?	
⑤第51条(違反転用に対する処分)	

(2)農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

違反の対象となる規定	違反有り
農用地区域内において違法に開発行為を行っていませんか?また違法な開発	
行為により、県知事等から開発行為の中止を命じられていませんか?	
①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)	
②第15条の3(監督処分)	

(3)種苗法(平成10年法律第83号)

違反の対象となる規定	違反有り
品種登録を受けている品種について、違法に育成などを行っていませんか?	
①第20条及び第25条参照(育成者権又は専用利用権の侵害)	

(4)農薬取締法(昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反有り
使用禁止の農薬を違法に使っていませんか?	
①第24条(使用の禁止)	

市町村による確認書

確認内容(該当項目に√を付ける)

1	農用]地
	(1)	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)
		区域内 → 市町村の意見聴取が必要(公社)
		区域外 → 利害関係人の意見聴取が必要(公社)
	(2)	機構法第18条第5項第6号イ(転用)又は口(宅地造成等の開発行為)に掲げる土地
		該当しない
		該当する → 市町村の意見聴取が必要(公社)
2	担い	今手の区分
		認定農業者(個人・法人を含む)
		認定新規就農者
		基本構想水準到達者
		集落営農経営
		新規就農者
		上記以外
3	農業	委員会の意見聴取結果
		意見なし
		意見あり
		※意見がある場合は別紙「意見書」を提出すること